

全国

ぜんこく
しぎかいじゅんぼう

平成21年 10月15日
(2009年) 毎月3回5日に発行

第1739号
定価 1部20円

発行 全国市議会議長会
〒102-0093
東京都千代田区平河町2-4-2
代表 TEL 03(3262)5234
旬報 TEL 03(3262)2309
発行人 大竹 邦実
http://www.si-gichokai.gr.jp

市議会旬報

第3次勧告まとめ鳩山総理へ

「国と地方の協議の場の法制化」も盛り込む



鳩山総理へ官邸で勧告手交
(写真提供：内閣広報室)

10月7日に第3次勧告をまとめた地方分権改革推進委員会の丹羽宇一郎・委員長は、翌8日に鳩山総理へ勧告を手交した。勧告の柱は①義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大②地方自治関係法制の見直し③国と地方の協議の場の法制化——の3本。

【勧告詳細は2・3面掲載】
「義務付け・枠付け」に関しては、平成20年12月8日の第2次勧告で対象範囲を整理している。つまり国が地方を法令で縛る「義務付け・枠付け」を残さざるを得ないと判断する場合は、同基準に非該当の場合は、条例制定権の拡大を図る方針を打ち出していた。非該当と判断され、見直し対象とされた条項は4076に上る。

地方分権改革推進委員会 第3次勧告(概要)

平成21年10月

第1章 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

○第2次勧告において見直し対象とされた義務付け・枠付け(*)に係る条項(約4,000条項)のうち、特に問題のある下記右の(a)(b)(c)の事項(3つの重点事項)について、個別の条項毎に具体的に講ずべき見直し措置を提示(892条項)
(条例制定権の保障の範囲を「地方自治の本旨」の観点から設定するという意義を有する取組みでもあり、我が国の地方自治制度始まって以来の試み)

	具体的に講ずべき措置を提示した条項数
(a)	142
(b)	166
(c)	584
計	892

- (a) 自治体の施設・公物に対する国の設置管理基準
→「廃止又は条例への委任」へ見直し
・自治体の自由度の観点から条例への委任の仕方を類型化
①「従うべき基準」②「標準」③「参酌すべき基準」
・「従うべき基準」及び「標準」は真に必要な場合に限定
- (b) 自治体の事務に対する国の関与(協議、同意、許可・認可・承認)
→「廃止又はより弱い形態の関与」へ見直し
※国の関与は、税財政上の特例措置が講じられる場合などに限定
- (c) 計画の策定及びその手続の自治体への義務付け
→「廃止又は単なる奨励(『できる』『努める』等)へ見直し
※義務付けは、私人の権利・義務に関わる行政処分の根拠となる計画などに限定
- 3つの重点事項以外についても、第2次勧告に基づき、今後、具体的に見直し措置を講ずるよう要請

全国知事会・全国市長会提言等の要望に係る条項は、106条項。このうち、103条項(97%)について見直しを提示

※「義務付け」とは、地方自治体に一定の活動を義務付けることをい、「枠付け」とは、地方自治体の活動について手続、基準等の枠付けを行うことをいう(今回の見直しは、自治事務についての法律の条項を対象としている。)

第2章 地方自治関係法制の見直し

- 教育委員会及び農業委員会について、必置規制を見直し選択制に引き続き委員会を存置するか、長の所管とするかは、地域の実情に応じ地方自治体が自主的に判断
- 地方自治体の財務会計制度について、透明性の向上と自己責任の拡大を図る観点から見直すべき

第3章 国と地方の協議の場の法制化

○国と地方の双方の代表者が一堂に集まる機会をできるだけ速やかに設け、「国と地方の協議の場の法制化」について率直に意見を交換し、双方の合意を目指すべき試案として、協議事項、構成員、会議の運営等について参考提示

本日、地方分権改革推進委員会が、第3次勧告を取りまとめられた。

「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」に関しては、この間、膨大な条項を対象に精力的な審議、検討を重ねられ、昨年12月の第2次勧告、本年6月の中間報告を経て、本日の勧告に至ったことを、高く評価したい。

この見直しは、地方自治体の自由度を拡大し、地方の創意工夫を活かした住民本位の施策を推進する上で必要不可欠であり、第二期地方分権改革の大きな柱の一つとなるものである。

地方分権改革推進委員会の第3次勧告について

政府においては、地域主権の確立を政権の基本方針とする鳩山総理の強い政治的リーダーシップの下、累次の勧告で示されたすべての条項について、義務付け・枠付けの廃止または地方の裁量を拡充する見直しを行い、早期に法制化するのを強く求める。

また、地方自治体における行政委員会の見直し等「地方自治関係法制の見直し」についても、勧告に沿った対応が行われるべきである。さらに、「国と地方の協議の場」については、協議すべき事項や協議に参画する構成員、協議が整った事項についてその実現性・実効性を担保するための仕組み等について具体的に検討を進め、国と地方が対等の立場で議論できる体制を法制化することが不可欠である。この観点からも、過日、地方六団体として要請したとおり、できる限り速やかに事実上の協議を開始することが重要であり、政府としての対応を強く求めるものである。

平成21年10月7日

地方六団体

第3次勧告3本柱で構成

提言内容の実現に向け鳩山総理の政治手腕に期待

第1章義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

10月8日に丹羽委員長から鳩山総理へ手交された第3次勧告。昨年12月8日の第2次勧告以来、実に10か月ぶりの第2次勧告にあたっては、

義務付け・枠付けの見直し

国の法令が地方自治体の自治事務を縛っている「義務付け・枠付け」について、条例制定権の拡大の観点から見直す必要。

「自治事務でもあり、自らの判断で〇〇〇〇したいが、実は□□□□法により判断基準が規定（義務付け・枠付け）されており、できない。」

法令の廃止や条例制定を認める等の見直しが必要

●第3次勧告(平成21年10月)のポイント

第2次勧告において、メルクマール非該当とされた見直し対象条項(約4,000条項)のうち、以下の事項(3つの重要事項)について、見直しの方針を定め、具体的に講ずべき措置を提示(具体例は参考のとおり)。

- (a) 自治体の施設・公物に対する国の設置管理基準
- (b) 自治体の事務に対する国の関与(協議、同意、許可・認可・承認)
- (c) 計画の策定及びその手続の自治体への義務付け

見直し措置の状況

	具体的に講ずべき措置を提示した条項数
(a)	142
(b)	166
(c)	584
計	892

地方要望についてはほぼ100%対応(106条項中103条項の見直しを要請)

第2章地方自治に係る法制の見直しについて

分権委では「地方自治体」を「地方政府」と呼ぶにふさわしい存在へと高めていくため、今回を含め3次にわたる

勧告を実施してきた。これまでの勧告の副題には必ず「地方政府」が掲げられ、第3次勧告にも「自治立法権の拡大

による「地方政府」の実現へ」と銘打たれている。「地方政府」の実現は、分権委が目指す最終目標ともいえる。

移譲▽補助対象財産の財産処分の弾力化▽義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大▽国の出先機関の見直しと地方の役割の拡大——などについて、いずれも団体自治の側面の拡充によって、「自治

第3次勧告で扱った対象は、この4076条項のうち、特に問題があると判断された▽施設・公物設置管理の基準▽協議、同意、許可・認可・承認▽計画等の策定及びその手続——の3類型に該当

する1224条項。今次の勧告では892条項を見直すべきと結論付けた。

なお、第3次勧告では、4076条項のうち1224条項を取り上げたが、残りの2852条項に問題がないと判断したわけではない。あくまでも3類型を重点事項と位置付

け切り込んだだけであり、今後、具体的な見直し措置を政府で講じるべきとしている。

義務付け・枠付けの見直しのイメージ

参考

保育所 (児童福祉法第45条第2項、児童福祉施設最低基準第32条及び第33条(省令))

- ・国が施設基準(例:屋外遊戯場面積1人あたり3.3㎡以上、調理室必置)や職員配置基準(例:「保育士」資格者→満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上)を設定
- 基準を条例で定めることにより、地域の実情に応じた整備・運営を可能にすべき

学校 (公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条から第6条等)

- ・国が学級編制の標準(例:小学校1学級40人)や教職員定数の標準を設定
- 学級編制、教職員定数を条例で定めることにより、地域の実情に応じた学校運営を可能にすべき

道路 (道路法第30条第1項及び第2項、道路構造令第11条及び第20条(政令))

- ・国が生活道路の勾配(12%以下)や歩道幅員(2m以上)等の基準を設定
- ※12%の勾配:100m進んで12m上下
- 基準を条例で定めることにより、地域の実情に応じた整備を可能にすべき

港湾 (港湾法第44条の2第2項)

- ・国が特定重要港湾の入港料の設定等に関して同意協議等の関与
- 国の関与を廃止し、地方自治体(港湾管理者)の独自の判断で料金設定を可能にすべき

公営住宅 (公営住宅法第23条、公営住宅法施行令第6条(政令))

- ・国が画一的な入居者基準(同居親族要件や全国一律の収入基準(15.8万円/月を超えないこと))を設定
- 基準を条例で定めることにより、地域の実情に応じた入居者資格の設定を可能にすべき

漁港 (漁港漁場整備法第6条第7項)

- ・市町村等が地元の漁港の区域を設定・変更する場合にも、国が認可
- 国の関与を廃止し、市町村が独自に指定等を行えるようにすべき

【3面へ続く】

【2面から続き】

立法権」「自治行政権」「自治財政権」を併せ有する「完全自治体」を目指す提言であったと位置付ける。

自治の側面をも拡充し、地方自治体を地域住民の意思を的確にかつ鋭敏に反映する地方政治の舞台に変えていかなければならない」と第3次勧告で分権委は指摘する。行政に対する住民の理解と協力を得

るためには、組織と財務のマネジメント改革が必要。マネジメント改革には、地方自治関係法制の見直しが必要。分権委が導き出した答えだ。

自治体には、自治法に規定された教育委員会や農業委員

会など、行政委員会が置かれていた。国の行政委は役割を終え、多くの組織が廃止されたが、自治体の行政委は昭和20年代後半に現在の姿へと落ち着いて以来、ほぼそのまま維持されている。制度創設時

第3章 国と地方の協議の場の法制化について

第3次勧告には「国と地方の協議の場の法制化」に関する提言も盛り込まれた。本会をはじめとする地方六団体が、強く実現を願っている案件の1つだ。

第3次勧告には「国と地方の協議の場の法制化」に関する提言も盛り込まれた。本会をはじめとする地方六団体が、強く実現を願っている案件の1つだ。

「義務付け・枠付け」創設のおそれがあるためだ。

今回、勧告のなかで示した内容は、あくまで試案と断りながらも、構成するメンバーを具体的に列挙するなど踏み込んだ内容。協議の場の名称を「国地方調整会議(仮称)」とし、同会議の常設メンバーには総理、官房長官、総務相、財務相のほか、総理が指名す

る関係大臣を国側代表として並べた。特に総理は、国側代表の責任者としての立場があるため、総理を常設メンバーと位置付けた西尾代理の提案は高く評価できる。

一方、地方側代表として常設メンバーとなる者は、地方六団体のそれぞれが指名する者。当然、本会からも代表者が出席することとなる。

代わりに 地方分権改革 推進計画策定強く要請

10月7日にまとめられた第3次勧告には、当初素案段階になかった結びの章「おわりに」が付け加えられた。同章では、第1次・第2次勧告で提言した事項とともに、第3次勧告の提言事項も最大限尊重し、3次にわたる勧告を具

体的な指針とした「地方分権改革推進計画」の策定へ、速やかに着手するよう政府に対し求めている。

「義務付け・枠付け」に関しては、民主党がマニフェストに掲げた内容と方向性が、ほぼ合致している。「国と地方の協議の場の法制化」についても同じく、民主党はマニ

フェストで謳っており、実現への支障がないものと考えられる。最後は鳩山総理の政治手腕次第といえよう。

第3次勧告の手交を受けた鳩山総理は談話を発表。「国と地方の協議の場の法制化」や、「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」を中心とする勧告は、地域主権を実現していくうえで大きな意義を有する」との考えを披露し、勧告が最大限実現されるよう、内閣を挙げて取り組んでいく覚悟を示した。

なお、分権委は10月中旬にも、地方税財政改革をテーマとした第4次勧告を取りまとめる意向。しかし、分権委では、地方消費税の引き上げなどが議論されているため、消費税率アップを凍結する方針の民主党マニフェストとの意見相違もあり、取りまとめた場合の今後の取り扱いについては、不明な状況だ。

西尾代理が今回の勧告のなかで「国と地方の協議の場の法制化」について触れた背景

にある。

重し、3次にわたる勧告を具

体的な指針とした「地方分権

改革推進計画」の策定へ、速

にも、地方税財政改革をテーマ

議会人事

- ▼議長 木代幸一(5・8)
- ▼宮崎 戸高裕之(5・18)
- ▼老岐 牧永護(8・12)
- ▼垂水 川尻達志(9・1)
- ▼副議長
- ▼西都 内藤邦弘(4・28)
- ▼串間 門田国光(5・8)
- ▼宮崎 黒木通哲(5・18)
- ▼老岐 小金丸益明(8・12)
- ▼河内長野 宮本哲(9・1)
- ▼垂水 池山節夫(9・1)
- ▼事務局長
- ▼宮崎 小倉久明(4・1)
- ▼西都 蓑毛幸一(4・1)
- ▼えびの 泊秀智(4・1)
- ▼須賀川 市川守(7・1)
- ▼出雲 永岡博之(7・1)
- ▼府中(広島) 栗根誠司(7・1)

行事予定

- ▼10月28日 全国自治体病院経営都市議会協議会II地域医療政策セミナー(午後1時、日本都市センター会館)
- ▼10月29日 広域行政圏市議会協議会II正副会長・監事・相談役会議(午後2時半、帯広市)



「体験・発見プラザ」には、職業別のコスチュームが用意されており、自由に試着が可能。また、館内に展示されている実物の路面電車は、シミュレーション機能を備え、運転士体験が可能だ。

「ココ」に行くと、みんな「ココニコ」になるよ、「ココ」に行こう!」との願いが込められ、名付けられた愛称「ココニコ」。この愛称は、施設名称である「こども未来館」ともども、市民からの公募で決められました。楽しい遊び、人々とのふれあいを通じ、未来を担う子どもが健やかに成長するよう願う市民の思いが、ネーミングから溢れています。平成20年7月の開館から1年間で、当初の年間目標25万人を超える60万人もの利用者を迎えた「ココニコ」。連日、子どもらの歓声が館内に響き渡っています。

愛知県 豊橋市 市政 ニュース

こども未来館 Development Center for Children's Futures

利用者1日2000人



豊橋市の「ココニコ」は、子どもを中心とした、あらゆる世代が集まる複合施設。「ココニコ」は、各世代に応じて▽子育て▽体験・発見▽集い——の3つのプラザで構成されています。「子育てプラザ」は3歳までの乳幼児に焦点を当て、親と子を支援する施設。核家族化が進んだ現代社会では、子育てに関する悩みを抱える家庭が増えているため、「子育てプラザ」の保育士が保護者の相談に応じています。ま

た、先輩ママらが「子育てサポーター」となり、経験談に基づき情報を提供するなど、保護者にとって頼もしい味方となっています。幼児から小学生を対象とした「体験・発見プラザ」には、様々な仕事を体験できる「ドリームタウン」が設けられています。職業別に用意されたコスチュームを身にまとうことで、子供らの職業に対する興味や育まれるよう、このタウンでは取り組んでいます。また、市民の憩いの場である「集いプラザ」は、館内の広場や企画展示室、屋外の芝生広場などで実施する各種イ

「ココニコ」が立地する場所は元々市民病院でしたが、病院移転に伴い空き地へ。JR豊橋駅から徒歩7分と好立地である空き地の活用が望まれていたなか、市内には児童館が不足していたため、中心市街地活性化をも視野に入れ誕生した施設が「ココニコ」でした。現在では、1日平均約2000人の利用者で賑わっています。きっと今日も「ココニコ」では、子どもらの楽しそうな笑顔で、館内が満たされていることでしょう。

「子育てプラザ(上、中)」は、0～3歳までの乳幼児と、その保護者が対象。親子が自由に楽しく遊べるよう工夫されている。同プラザ内に張り巡らされた床暖房設備付きフローリングの床も工夫の1つ。冬場でも子どもらは裸足でプラザ内を走り回れるほか、フローリングならカーペットと比べハウスダスト等の心配も少ない。また、ハイハイの子らも寒い思いをしないで済む。幼児・小学生を中心とした「体験・発見プラザ」では、スタジオ体験(下)が可能となっている。